



道路のスムーズな

除雪・排雪

作業にご協力を！

毎年、道路の除排雪にご理解をいただいておりますが、次の事項を守り、ご協力いただくことにより、短時間かつスムーズに除排雪作業を行うことができます。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 間口の雪処理は各家庭で

除雪車は広い地域を限られた時間で除雪していません。除雪車が通過すると道路脇や玄関先などに雪が残ることがあります。大変ご苦勞されていることと思っておりますが、皆様のご協力で処理をお願いします。

2. 道路への雪出し禁止

車道や歩道に雪を出してしまうと道幅を狭くし、路面にできる凸凹やわだちにより通行に支障をきたし、交通事故の原因にもなります。雪は各家庭の敷地内か、指定の「雪堆積場」に運び処理してください。



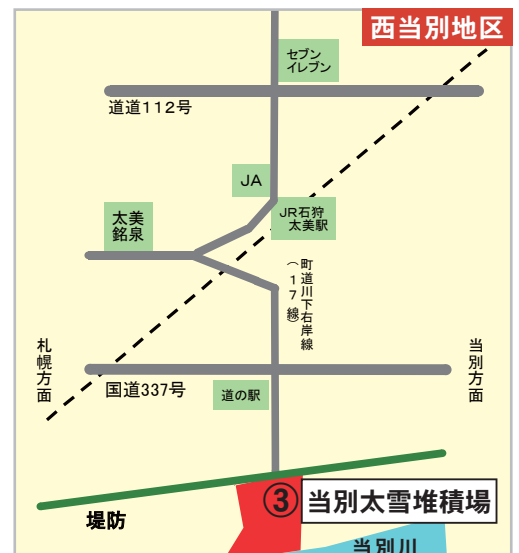
雪堆積場は下川・樺戸・当別太の3カ所です

町内に雪堆積場（雪捨場）を設けます。入口は看板で表示しますが、搬入時には付近住民の迷惑とならないよう時間を守り、徐行運転を行ってください。また、

雪には絶対にゴミを混入しないでください。

◆利用期間 12月15日～平成30年3月15日

◆利用時間 8時～17時



催し
生活
募集
教養・資格
子育て
その他

年 末 年 始 町の業務・施設のご案内



★ 1月5日(金) 一部事務の取扱窓口を 開設します

①役場本庁舎で次の交付事務を受け付けます。時間は8時45分～17時15分です。

「住民票、戸籍謄本・抄本、印鑑証明書、所得課税証明書、固定資産評価証明書、納税証明書」

※住民異動届出(転入・転居・転出等)は受け付けできません。

※戸籍関係の届出(出生、死亡、婚姻届等)は年末年始の休業に関わらず、本庁舎(警備員室)で受け付けます。

※死亡届は8時45分～17時15分の取り扱いです。

②太美出張所(郵便局窓口)では、次の交付事務のみ受け付けます。時間は9時～17時です。

「住民票、戸籍謄本・抄本、印鑑証明書、納税証明書」

▼問合せ
総務課総務係 (☎ 23 - 2330)

■ 施設休業日

12月29日～平成30年1月5日休業

・ F I K A

12月30日～平成30年1月3日休業

・ 北欧の風 道の駅とうべつ
※駐車場、トイレは無休。

12月30日～平成30年1月5日休業

・ 総合体育館 ・ 世紀会館
・ 西当別コミュニティセンター
・ 白樺コミュニティセンター
・ 学習交流センター

12月30日～平成30年1月8日休業

・ 役場本庁舎 ・ 第2庁舎
・ 太美出張所 ・ ゆとろ
・ 子ども発達支援センター

12月31日～平成30年1月5日休業

・ ふとみ保育所
・ 子どもプレイハウス

平成30年1月1日・2日休業

・ みどりヶ丘葬苑

▼問合せ 総務課総務係
(☎ 23 - 2330)

■ し尿汲み取り休業日

12月28日～平成30年1月4日休業

12月14日までの申込み分は年内に汲み取ります。年末年始は大変混み合いますので、申込みはお早めに(汲み取り日の指定はできません)。

▼申込み
(有)当別清掃社 (☎ 22 - 3056)

■ 一般家庭ごみ収集休業日

12月28日～平成30年1月4日休業

・ 粗大ごみ受け付け

12月29日～平成30年1月3日休業

・ 北石狩衛生センター自己搬入
※1月4日・5日は自己搬入することができますが、この日は役場閉庁のため、依頼書交付申請は12月29日までにお願いします。

12月30日～平成30年1月2日休業

・ ステーション収集
(ごみカレンダー参照)

▼問合せ 環境生活課環境対策係
(☎ 23 - 2503)



当別ふれあいバス 年末年始 運行ダイヤ

- ・ 運休 1月1日
- ・ 土日祝日ダイヤ
1月2日～1月3日
- ・ 通常運行 1月4日～

※市街地予約型線・青山線の予約受付時間は
年末は12月29日 18時まで、
年始は1月4日 8時30分から。

▼問合せ
企画課交通移住観光係
(☎ 23 - 3073)
(有)下段モータース
(☎ 23 - 2630)

※樺戸雪堆積場は、一般4t車以下専用です。

- ・ 前期 12月15日～平成30年1月31日(予定)
治水橋・栄公園側
- ・ 後期 平成30年2月1日～3月15日(予定)
道道当別浜益港線(当別新橋)・堀江病院側

※雪の搬入状況により、雪堆積場入口が変わったり、早期に閉鎖する場合があります。この場合には、入口付近での表示やホームページ等でお知らせします。

◆ 除雪に関する問合せ先

- 町道 役場建設課建設係 (☎ 23 - 3142)
当別環境整備協同組合 (☎ 27 - 5071)
- 国道 札幌開発建設部札幌道路事務所当別分庁舎
(☎ 23 - 2074)
- 道道 札幌建設管理部当別出張所
(☎ 23 - 2220)



還付申告と申告相談 ご利用の方へ

■問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

町では、確定申告開始日以前に所得税納税者向けの申告相談日を設けています。同時に還付申告も受け付けます。確定申告の時期は非常に混雑するため、医療費控除や住宅ローン控除等、還付申告のみの方は申告相談日をご利用ください。

なお、当日税務課職員は、確定申告書・住民税申告書の計算を行うのみです。営業・農業・不動産の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。

申告相談日

平成 30 年 1 月 23 日 (火) ~ 2 月 15 日 (木)

※土・日・祝日は除く

受付時間

9 時 ~ 11 時 30 分、13 時 ~ 16 時

※午前の受付開始から 30 分程度は、大変混雑が予想されます。

場 所

役場 1 階 大会議室

重 要

平成 28 年分の申告から、マイナンバー (個人番号) の記載が義務付けられました。

厳格な本人確認も義務付けられましたので、申告の際には次のいずれかが必要です。

- ① 「マイナンバーカード」の提示
- ② 「通知カード」と「運転免許証などの身分証明書」の提示

※扶養する方のマイナンバーの記入も必要です。

変 更

医療費控除の際、領収書が提出不要となりました。平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出に代わり「医療費控除の明細書」の添付が必要になります。

※医療費の領収書は自宅で **5 年間保存する**必要があります (税務署や町から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)。

(注) 平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

詳しくは国税庁のホームページに記載がありますのでご確認ください。

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで!

「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー



www.keisan.nta.go.jp

※札幌北税務署で申告いただきたい方

還付申告であっても、利子所得、譲渡所得 (土地・家屋・株式等)、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、受付できません。

該当される方は、確定申告の時期 (2 月 16 日 ~ 3 月 15 日) に直接札幌北税務署 (☎ 011 - 707 - 5111) で申告してください。

※公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下のため、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税申告をすることにより税額が下がる場合があります。これは本来受けられる医療費控除、扶養控除等が平成 30 年度の住民税額に反映されるためです。関係書類をお持ちのうえ、会場にお越しください。

なお、住民税申告は申告相談日以降も随時受け付けますが、4 月中にはお済ませください。